

労働保険事務組合からのお知らせ

一人でも雇ったら、労働保険に必ず加入を
～働きがいの そばには労働保険。～

労働者（パート、アルバイト等を含む）を1人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。

また、人手不足の折、事業主にはコンプライアンスが求められており、より良い人材を確保する意味でも、労働保険に必ず加入している必要があります。

まだ、労働保険の加入手続きを行っていない事業主におかれましては、管轄の労働基準監督署または公共職業安定所（ハローワーク）で加入手続きをとられるようお願いいたします。

上記の内容で案内が来ております。ご質問等は事務局までご連絡ください。

大 腸 が ん 検 診

検診実施日

11月7日(火) 8日(水) 9日(木)

回収BOX設置場所一覧

- ①津南…ひまわり代行様 ②中里…波輝様
②中条…岩田設備様 ④吉田…理容ふるさわ様
⑤民商事務所 の計5か所に回収BOXを設置します。

朝9時頃に事務局がBOXの中身を回収します。

※受診希望の方は事務局までご連絡ください。目標達成している支部も数支部あります。支部の目標達成に向けご協力お願いいたします。

50周年記念式典&祝賀会の参加者大募集中!!

11月19日（日）に行われる「50周年記念式典&祝賀会」と「うたごえ喫茶」のチケット販売を事務所にて行っております。チケット引き換えは後日でも大丈夫なのでまずは参加の旨を事務所にご連絡ください！誰でも参加OKです。